

---

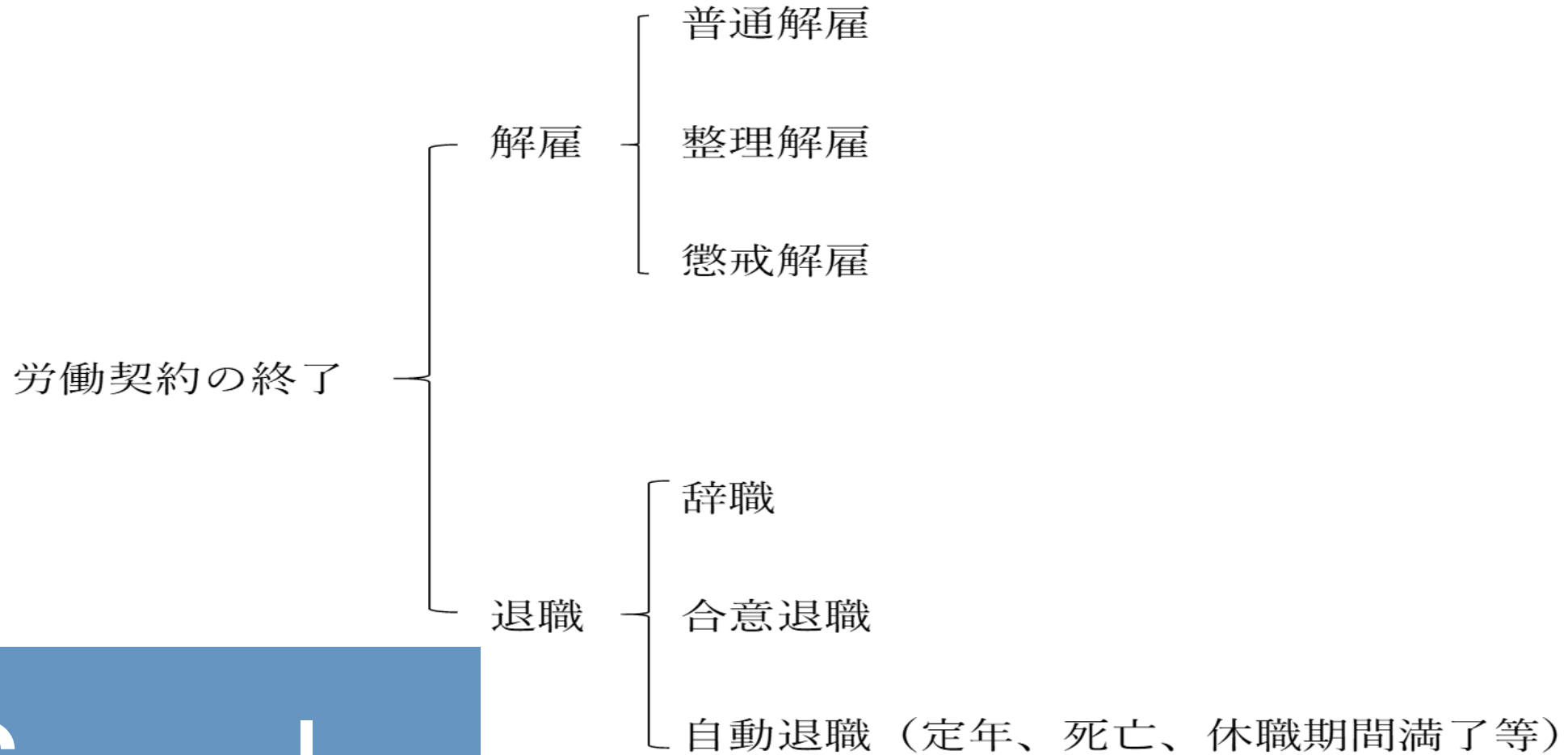
従業員と揉めない！

# 退職勧奨における4つのポイント

弁護士 徳田 聖也

Sample

# 解雇と退職勧奨の違い



Sample

# 解雇と退職勧奨の違い

◎解雇 一定の事由に基づき会社が労働者に対し一方的に雇用契約の解消を行う

☞ 一方的な解消のため、解雇が認められる要件は厳格

☞ 「解雇権濫用法理」 「整理解雇の4要素」

◎退職勧奨 労働者に対し自主的な退職を促す一連の説得活動

☞ あくまでも労働者からの退職申出になる

☞ 合意の上での退職であり、特に要件というものは想定されていない

Sample

# 解雇か退職勧奨か

では、労働者からの退職の申し出さえあれば、解雇にならない？

→会社からの退職を促す行為に問題があれば、「退職する」という労働者からの申し出に問題がある、とされ退職の無効や取り消しが認められる可能性がある。

→そのような場合は「解雇によらない退職に追い込まれた」という感情により紛争を複雑化しかねない。損害賠償の可能性も。

Sample

---

## 本日の目標

- ①会社が行う解雇の難しさを知っていただく
- ②自社で退職勧奨を行う際の注意点を知らせていただく

Sample